

RCEP協定以外の場合

- ◆ 輸入する貨物がEPA等の「原産品」であることを予めご確認ください。
- ◆ 本フローチャートは一般的な必要資料を掲載しており、実際に提出書類を準備する際は各協定も合わせてご確認ください。
- ◆ 当該表における原産品申告書等の表記は国内法令及び通達の記載に合わせております。
- ◆ RCEP協定は次頁をご覧ください。

EPA税率等の適用を受けようとする物品の課税価格の合計額が20万円を超えていますか？※

NO

※ 関税法施行令第61条第1項第2号イ及びロ参照

YES

产品は輸出国から日本に直送されますか？

NO

運送要件証明書の提出

YES

どのEPA等を適用して申告しますか？

メキシコ、スイス、ペルー協定

シンガポール、マレーシア、チリ、タイ、インドネシア、ブルネイ、 ASEAN包括、フィリピン、ベトナム、インド、モンゴル協定

オーストラリア協定

CPTPP、EU、英国、米国協定

認定輸出者による自己証明制度

第三者証明制度

自己申告制度

原産地申告の提出
※認定輸出者が商業上の文書に申告文を記載することで「原産地申告」となる

原産地証明書の提出

(注) 米国協定は輸入者自己申告のみ採用。

輸入者自己申告

輸出者自己申告(生産者を含む)

原産品申告書の提出

(注) EU・英国協定

商業上の文書に申告文を記載したものが「原産品申告書」となる

(注) CPTPP

ベトナム、マレーシア、ブルネイは、権限ある当局が輸出者、生産者に代わり発給

原産品申告書の提出

文書による事前教示を取得している場合

完全生産品で、通関関係書類から完全生産品であることが確認できる場合

その他の場合

原産品申告明細書及び関係書類の提出ができない場合(簡素化措置)

文書による事前教示を取得している場合

完全生産品で、通関関係書類から完全生産品であることが確認できる場合

その他の場合

原産品申告明細書及び関係書類の提出省略可

原産品申告明細書及び関係書類の提出

原産品申告明細書及び関係書類の提出省略可

原産品申告明細書及び関係書類の提出

EPA等を適用するために輸入申告時に必要な書類について

- ◆ 輸入する貨物がEPA等の「原産品」であることを予めご確認ください。
- ◆ 本フローチャートは一般的な必要資料を掲載しており、実際に提出書類を準備する際は各協定も合わせてご確認ください。
- ◆ 当該表における原産品申告書等の表記は国内法令及び通達の記載に合わせております。

RCEP協定の場合

